

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設整備事業 (井田川 地区)	井田川地区 ( 工区)	SGET南相馬 メガソーラー合同会社

図面記号									
M - 2 5									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	捺印		住 所				
	譲受人	SGET南相馬メガソー ラー合同会社 代表社員 スパークス・エナジー南 相馬一般社団法人 職務 執行者 北川 久芳	印		福島県南相馬市小高区井田川字北新田681番地				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		種 類 権 利 の	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
	別 紙 の と お り								
	計	4,624.00㎡ (田4,624.00㎡ 畑 0㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		その他		
	地上権	設定	復興整備計画 公表後		22年間				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	土地の造成（地盤改良）により太陽光発電事業用地の排水量が従前よりも大きくなることから、太陽光事業用地を調整池（オンサイト方式）とし、周辺農地への影響を及ぼさないよう排水量を調整する。 日照等についても施設が低層であり、周辺農地への影響についても特段の問題はない。								

